



けり十月のものを貼入督促状を出すべすが、その更替手数料とし
 てもこの方が福生町に比べ適者であり、西多摩郡の他のお町村よりも
 五割以上安く、このことになったのではありません。大きくて五割に
 なると思えます。福生町に於いて言われる問題について、この関係から特
 別にして、思えますが、私達はとらば、いづれにせよ、より上げられ
 なければならぬ。東京郡に於いて西多摩郡は貯蓄組合に金を入れた
 けりあり、それによりも納税者というものは、金融機関の定額が、番長、こ
 のべつぎ、です。その関係に於いて手数料のために金融機関に行う納税
 といへば、納めが、いづれにせよ、例が、相対数に、こゝに於いて、事
 実上、いづれにせよ。福生町に於いては、収場関係が、此の貯蓄が、な
 かなか、いづれにせよ。納税貯蓄組合から申しますと、なにやら、に納税貯蓄組合が、仲
 いが、こゝと、税金。納めが、いづれにせよ、あり、いづれにせよ、いづれに
 上の成績が、上、いづれにせよ、最近の調査が、いづれにせよ、いづれに

に立ち、それ、二の、三の、中、に、いづれにせよ、福生町に、いづれに
 況、いづれにせよ、の、いづれにせよ、いづれにせよ、いづれに、首、納税
 納税の意見も、いづれにせよ、東京郡の納税、延滞金、いづれに、いづれに、いづれに、
 か、こゝに、三、に、いづれに、西多摩郡は、東京郡に、いづれに、納税率が、いづれに、
 基本的に、西多摩郡の納税義務者、金、いづれに、いづれに、いづれに、
 指、いづれに、いづれに、いづれに、いづれに、いづれに、いづれに、
 着、の、意見、に、いづれに、いづれに、いづれに、いづれに、いづれに、
 務、の、説明、を、いづれに、いづれに、いづれに、いづれに、いづれに、
 だ、こゝに、説明、を、いづれに、いづれに、いづれに、いづれに、いづれに、
 だ、いづれに、いづれに、いづれに、いづれに、いづれに、いづれに、
 ち、いづれに、いづれに、いづれに、いづれに、いづれに、いづれに、
 が、いづれに、いづれに、いづれに、いづれに、いづれに、いづれに、
 級、和、いづれに、いづれに、いづれに、いづれに、いづれに、いづれに、

一 議長(高橋) 不審 日程より福生町都市計画税条例の一部を改正する条例について議案が
八十五号を議題に供します。事務局をレイン議案の朗読をいたします。

一 議長(高橋) 不審 理事者から提案理由の説明を求めます。

一 助役(篠原俊久) 議案が八十五号福生町都市計画税条例の一部を改正する条例について
即説明申し上げます。地方団体が課税いたします地方税やござい、また、それによ
る種類ござい、オレイ普通税と目的税の二つに分けられ、オレイ、国定資産税や
オレイ住民税、電気や水税、ガス消費税と、それや個人にも徴収をオレイ、
二つやバるものや普通税と云うことあります。都市計画税は目的税に
分の、オレイ、オレイ、特定行政目的を遂行するための賦課とレイン徴収する税
金や目的税やござい、また、普通税にオレイ、オレイ、オレイ、オレイ、オレイ、
レイン賦課徴収条例、それにもオレイ、規定レインあります。が目的税は福生町都市計画
条例、二つの条例を作ったことオレイ、オレイ、オレイ、都市計画税にオレイ、オレイ、
福生町議会

のオレイ、オレイ、オレイ、現在の都市計画税条例のオレイ、オレイ、オレイ、オレイ、
の徴税令書や徴税条例が二十号様式による徴税令書によること、オレイ、オレイ、
の徴税令書や徴税令書第三号様式の徴税令書によること、オレイ、オレイ、
徴税令書にオレイ、オレイ、オレイ、オレイ、オレイ、オレイ、オレイ、
様式や条例にオレイ、オレイ、オレイ、オレイ、オレイ、オレイ、
生計税にオレイ、オレイ、オレイ、オレイ、オレイ、オレイ、
オレイ、オレイ、オレイ、オレイ、オレイ、オレイ、
の徴税令書を納税通知書に名前がオレイ、
オレイ、オレイ、オレイ、オレイ、オレイ、
議長(高橋) 不審 二つより質疑を行ないます。

(異議がオレイ、オレイ、オレイ、オレイ、オレイ、オレイ、オレイ、
議長(高橋) 不審 二つより質疑を行ないます。
議長(高橋) 不審 功、オレイ、オレイ、オレイ、オレイ、
議長(高橋) 不審 功、オレイ、オレイ、オレイ、オレイ、

ありやうか。

(異議なしと承るあり)

一議長(新橋)不意御異議なしと認めます。よつて議案第八十五号は原案通り可決した
しやうか。

一議長(新橋)不意目録第五福生町手数料条例に關し議案第八十五号を議題に供します。
事務局を以て議案の朗読をなさします。

一議会事務局(秋正)朗読

一議長(新橋)不意理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役(澤村俊夫)議案第八十五号福生町手数料条例の全部を改正する案に關し御説明
申し上げます。福生町は現在の現行の手数料条例は昭和十八年に制定され、その後
数回にわたつて改正され、現在にいたつてあります。が立法技術問題と云ふところ
と現行条例に不備の点があるのによつて、ますます具体的に申し上げますと手数料条
例に基いていたります。手数料の種類によつて印鑑証明の事務が、番長へのありま

福生町議会

議事録

す。しかし現行条例によつて印鑑証明の事務を番長へ依頼に對する契書契印及び
証明帳書及び帳簿に對する契書契印及び証明と、の非常にわかりにく、亦項
にありはめい手数料をいかにある状態もあり、この二つが市民の御覧に
なり、それ印鑑証明の手数料が一体どうなるか、一見しわかりにく、新橋に
も迷ひ、その点があるのによつて、この現行条例には、契書契印及び
証明の証明と、及び個人に關する証明、及び、住居に關する証明、及び、
たもの、及び、契に新橋といふあります。が、契書に關する証明は理論的に、
契書契印を改め、あります。地方事務所に、入る証明を、もう一つあり
ます。又個人に關する証明も、個人税を課税し、あります。税務所に行ふも、
うのか、一番は、より、あります。のによつて、公簿の、証明をするの、と、
と、それ、この議論があるのによつて、公簿の、もの、それ、この状態、
り、それ、この、不明瞭な証明、それも証明の種類の中に、入る、及び、居住に關
する証明、このもの、現在、住居登録法が執行され、あるのによつて、それ、住

一、議長（高橋平春）即異議を述べた。予は議案が十分なものであると可決

工番(大久保)一郎三ノ暫時休憩を願ふ事。

議長(高橋平春)ただ、才休憩の事がありまして、たが休憩するに即異議ありません。

議長(高橋千春)より、今午暫時休憩とします。

休息
午前十時
八分

用張 午前十時五分

議長高橋平春休職前12月3日既に会議を閉じたり。

議長高橋千吉日曜才不稱生所國民健康保健條例の一部を改正する條例に關し
議案才八十号を議題に供します。事務局を以て議案の附託を以て之を

李

正次郎朗詔

福生町議会

議長(新橋)理事者から提案理由の説明を求めた。

助役(藤崎俊夫)議長が八十七号厚生所国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明申し上げず、国民保健制度について八十八号日本の基本法がありまうと三

りの國民健康保険法が改正になり、また全国的に新第百七条の施行を東京
都の場合です。これに反映され、あります。この大い注目すべきこと、これは、
あります。全国的に、新給付の実施にふさわしいと、大きく改正、これは、
得者に対する保健料の減税、これは、注目すべき点が行われた、これは、
かなり適日老人福祉法というものが、関係、これは、関連して福祉の国民健
康保険条例も改正する必要が生じ、本案を提出した次第でございます。改正
案の内容を逐条的に説明申し上げます。第一点は、第一章の關係でございます。
まず、現行条例は、第四條前條になつてありましたが、今回新たに第四章
として、本章記載のものは、条文を挿入しようとするものがございます。老人福祉法
に規定する養護老人ホームは、特別養護老人ホーム、これは、養護老人ホーム

特別養護老人ホームにあり得ることにより、けがや病気の発生を防止し、かつ、養護老人ホームに、この種の養護の老人を収容する老人ホームとあり、本特別老人ホームと、この種の養護の老人に精神上の着目、欠陥があるために常時看護を必要とする老人を収容するところを特別老人ホームとあり得ます。養護老人ホームも特別老人ホームも通常の生活費は無料であるといふべきものの、この種の養護の老人ホームと区別されるわけがあります。この種の二種類の老人ホームに収容されるもしくは収容を要する老人のうちに別に分長があるか、一定基準以下の収入がなければ、生活保護を受け、この点と同様に、これを国民健康保険の被保険者から除外すること、規定でございます。こがえですと、保険料を支払う能力のがない、この種の養護老人ホームと、特別老人ホームに収容する老人は国民健康保険（の加入を禁ずる）のあり得る老人が病気に付した場合には、生活保護に付するこの種の医療扶助の制度で救済し、この点、この趣旨の規定でございます。又、次の第四條の二の規定は、即ち知の通りに被保険者が医者に付した場合には、所管主の場合には医療費の全部、家族の場合には一部を一部負担金とし、医者に受

私わがけぬきならす、このように、まずが国民健康保険の被保険者の中に於て所帯主
か勤め人の勤労小他の社会保険に入らうと勤め人がある所帯主に家族があり、
の家族が十才以上いれども年間所得五万円を越えたる収入がある場合、所帯主の勤め先
に於ける社会保険に入れがい制度になつたのであります。そのした人ではむづかしい
所帯主だけが町の国民健康保険に入らう場合があるのようになります。二つした所
帯が現在百四十万所帯あるのようになりますが同じように保健料を納める人は、ばか
ら所帯主が他の社会保険に入らうために所帯主と割給付の恩恵にふくまれます。
んべ所帯主が割給付を受けられず、五割は自分が負担するところを公
平であるという趣旨から国民健康保険法が改正になりまして、そのこと、所帯主は、
一は改め優先人を決めるありまして、所帯主の一名を所帯主と同じように、割
給付の恩恵によくさせる、という趣旨の改正になります。本件を変更したとき
す必要は賤賤で福生町の場合、半々になります。すすの十万円程度になります。
かもちろん全額国庫負担でもよいものとしております。次の資料のと



人構成の所帯の被保険者所得十五万円程度以下が、減税に値する、というところを、
 いふ所です。正式には政府の方から何も指示がない、のやうでございます。けれども、
 今度の国民健康保険法の改正でも、保険料の減額賦課については、市町村の条例で定め
 なければならぬ、というところに入ります。その点で、政府の方から、具体的に減
 税措置の方針が示された場合には、健康保険条例の改正案を即提出申し上げ、即ち減
 額しなければならぬ、のやうでございます。その点に注意をいたしまして、要するに
 に自分の八十を自分の二十五に引下げた、のやうに、十万円程度減税をする、というこ
 とだけお聞き願ひいたします。最後の附則でございまして、保険料の減額規定
 は、四月一日にさかのぼり、又施行する、他の規定は、一月一日から実施する、というこ
 とでございます。よろしく御理解願ひまして、御決断あることをお願いいたします。
 一議長(前橋千春)三つより質疑を行います。
 一大倉(行野)三つ、その説明によります。その四条の件でございますが、結核、精神病
 にかかったものは、全部減税を受けたい、というふうに用ひて、その点の点ですが、結核

中防、精神衛生法の通則を受けなければ、一部負担金は払わなくてはならない、とい
 うところが、曖昧に用ひて、その点も一度御説明願ひます。
 一助役(篠崎俊次)細が、御説明を省略いたしました。それによって申し上げましたの点、わかりにく
 かったと思ひます。が、村野議員さんのおっしゃる通りでございます。結核、中防法に
 規定がございまして、結核患者が指定医療機関で療養する場合には、治療を受け
 費用を規定された、結核にかかった、という点、その点については、あります。精
 神衛生法にもあり、同じよう規定がある、のやうでございます。また、看護及び保護のため
 に入院させなければ、精神傷害等のために自信を傷つけ、他人に害を及ぼす恐れ
 がある、との認め、その点で、精神患者と、規定がございまして、その点で、法律に
 該当する患者、なければならぬ、という点、村野議員さんのおっしゃる通りであります。
 一土倉(久保一郎)国民健康保険の内務改正について、異議はございまして、自分の八十を自分の
 二十五に減らす、のやうに、いふ、その点で、算出措置は、その点で、又、一部負担金

